

## ■ 記録等の保存状況の対応について

※ 次の表の左欄「保存されていない書類」がある場合、右欄「対応」を参考にいただき、記録等の保存をお願いいたします。

保存されていない書類	対 応
(1) 認定申請書 (2) 認定通知書 (3) 認定申請書添付の設計図書 (4) 認定申請書添付の維持保全計画書	<p>建築時に作成・交付される書類です。</p> <p>建築時に事業者から受け取っていない場合があります。住宅の設計を依頼した会社又は住宅の販売・工事をした会社にお問い合わせいただき、受け取ってください。</p> <p>紛失した場合は、事業者が関係書類を予備で保管している場合がありますため、復元してもらうようお願いしてください。</p> <p>認定通知書については、市で再発行ができます。</p>
(5) 実施した維持保全（点検・補修等）の記録の写し	<p>定期点検や補修等を行った場合に作成される書類です。</p> <p>定期点検を委託されている場合、定期点検のご契約会社で保管されているものと思いますが、認定計画実施者ご本人のお手元にも保管いただきたいものです。この機会に、これまでの点検結果等の記録をお取り寄せいただき、お手元に保管いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、定期点検をご本人が行われている場合は、可能な範囲でこれまでの点検記録を作成いただき、今後の点検・補修の際にも適切に記録し、保管をしていただきますようお願いいたします。</p>
(6) 変更認定申請書・変更認定通知書	<p>計画に変更があった場合に作成・交付される書類です。</p> <p>事業者から受け取っていない場合があります。住宅の設計を依頼した会社又は住宅の販売・工事をした会社にお問い合わせいただき、受け取ってください。</p> <p>紛失した場合は、事業者が関係書類を予備で保管している場合がありますため、復元してもらうようお願いしてください。</p> <p>変更認定通知書については、市で再発行ができます。</p>
(7) 地位の承継承認申請書・承認通知書	<p>売買や相続があった場合に作成・交付される書類です。</p> <p>事業者から受け取っていない場合があります。仲介業者等にお問い合わせいただき、受け取ってください。</p> <p>紛失した場合は、事業者が関係書類を予備で保管している場合がありますため、復元してもらうようお願いしてください。</p> <p>承認通知書については、市で再発行ができます。</p>